

所定疾患施設療養費に係る治療の算定状況

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎・尿路感染症・带状疱疹の疾病を発症した場合における施設内での治療について以下のような要件を満たした場合に評価される事となりました。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様が安心できるサービスの提供に努めて参ります。

国が定める要件

1. 対象の入所者の状態は次のいずれかに該当すること。
 - 肺炎
 - 尿路感染症
 - 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

※入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
※同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。
※緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
2. 診断名、診療を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
3. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
4. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表すること。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を利用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

所定疾患施設療養費 算定人数および日数

平成 28 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	2	2	1	2	4	0	0	0	1	0	0	1	13
日数	4	7	6	10	13	0	0	0	3	0	0	2	45

	尿路感染症	肺炎	带状疱疹
4月	4		
5月	7		
6月	6		
7月	3	7	
8月	6	7	
12月	3		
3月	2		
合計	31	14	0

治療の実施状況

	尿路感染症	肺炎	带状疱疹
検査	診療 採血、検尿 バイタルサイン測定 バルーンカテーテル留置 導尿、尿測 インフルエンザ簡易検査 等	診療 採血、検尿 バイタルサイン測定 SPO2 測定 絶食、食注中止、吸痰 等	
治療	抗生剤 エルタシン 40mg × 2回/日 筋注 and/or ピペラシリン Na 1A × 2回/日 静注 輸液 ソルラクト 500ml × 2~3回/日 解熱剤 ジクロフェナク Na 坐薬 12.5mg いずれも状態に応じて適宜		